

令和5年度 壬生町立壬生中学校 部活動に係る活動方針

1 運動部・文化部の活動方針

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成を図るものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
- (2) 運動部においては、スポーツを楽しむことで運動習慣等の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (3) 文化部においては、生涯にわたって芸術・文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す。
- (4) 各生徒の発達段階、体力、習得状況を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の心身の健康管理、施設・設備等の定期点検、天候急変時の対応、事故発生時の対応等、安全確保に最大限の努力をする。
- (5) 活動中、部活動顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とする。また、指導に当たっては、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

2 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日は、学期中、週当たり2日以上とし、平日1日、土曜日及び日曜日の週末1日以上とする。
平日は全部活動水曜日を休養日とする。(地区総体・地区新人大会の直前は、活動を許可するが、大会終了後に振替の休養日を設定する。)
週末は各部活動の実情に応じて土日どちらか1日を休養日とする。
- (2) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、夏季休業中は、お盆の時期に長期の休養期間を設ける。冬季休業中には、年末・年始に長期休養期間を設ける。また、長期の連休中も学期中に準じた扱いとする。
- (3) 大会前に基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後及びテスト期間等に代替の休養日を確保する。
- (4) 1日の活動時間(準備や後片付けを含まず)は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。可能な限り、短時間に合理的で、かつ効率的・効果的な活動となるよう、努めることとする。
- (5) 練習試合で基準の活動時間を超える場合には、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- (6) 学期中の平日に朝練習を行う場合には、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。また、事前に保護者・校長の許可を得て実施する。
- (7) 定期テスト3日前より定期テスト終了最終日まで、部活動を原則停止する。
(最終日は定期テストに係る職員研修を実施する。)
- (8) 学期中、平日の活動時間、下校時刻を下記のとおりとする。

期 間		日 課	活動開始時刻	最終活動終了時刻	活動時間(準備・片付け20分間を除く)	最終下校完了時刻
1 学 期	4 月	A日課	16:15	18:00	1時間25分	18:15
		B日課	15:45		1時間55分	
	5月～7月	A日課	16:15	18:15	1時間40分	18:30
		B日課	15:45	18:00	1時間55分	18:15
2 学 期	9月 地区新人大会(9月下旬)	A日課	16:15	18:00	1時間25分	18:15
		B日課	15:45		1時間55分	
	地区新人大会～ 県新人大会(10月中旬)	A日課	16:15	17:30	55分間	17:45
		B日課	15:45		1時間25分	
	県新人大会～ 11月17日	A日課	16:15	17:15	40分間	17:30
		B日課	15:45		1時間10分	
	11月20～12月	A日課	16:15	17:00	25分間	17:15
		B日課	15:45		55分間	
3 学 期	1 月	A日課	16:15	17:15	40分間	17:30
		B日課	15:45		1時間10分	
	2 月	A日課	16:15	17:30	55分間	17:45
		B日課	15:45		1時間25分	
	3 月	A日課	16:15	17:45	1時間10分	18:00
		B日課	15:45		1時間40分	

3 適切な運営のための体制整備

- (1) 「1 運動部・文化部の活動方針」「2 適切な休養日等の設定」を学校のホームページに掲載する。
- (2) 各部活動の年間活動計画、各月の活動計画を学校のホームページに掲載する。
- (3) 各部顧問は、4月に年間活動計画を作成し校長に提出する。また、各月前月の20日ごろまでに月ごとの活動計画を作成し、校長に提出する。
- (4) 新入生の入部に際しては、生徒の希望を優先する。入部者確定後、顧問は速やかに名簿を作成し、校長に提出する。
- (5) 週末、長期休業中、長期連休中の活動は、部活動顧問が必ず立ち会い直接指導する。
学期中の平日において、部活動顧問がやむを得ず立ち会えない場合には、他の教員との連携、協力等により安全面に十分留意した内容や方法で活動させる。また、指導に当たっては、体罰・暴言等ハラスメントの根絶を徹底する。
- (6) 朝練習は、部活動顧問が直接指導にあたり、活動時間は7:00～7:40（準備・片付け・着替えの時間を含む）とする。日の出時刻の遅い冬季は、6:50前に生徒が集合することのないようにする。（顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施することとする。）
- (7) 全部活動は原則として保護者会を設置し、部費の徴収・支出等の会計は保護者会にて行う。顧問が部費を直接徴収することのないようにする。

☆令和5年度 設置部活動

	部活動名
1	野 球 部
2	卓 球 部
3	剣 道 部
4	水泳競技部
5	男子バスケットボール部
6	女子バスケットボール部
7	男子バレーボール部
8	女子バレーボール部
9	男子ソフトテニス部
10	女子ソフトテニス部
11	サッカー部
12	女子バドミントン部
13	女子ソフトボール部
14	陸上競技部
15	吹奏楽部
16	パソコン部
17	美 術 部